

質疑応答の概要

第2回討議における意見、方針

- 生業としての林業（森林）と森林環境保全の関係が一般県民にとって不明瞭。森林環境保全の定義を明らかにし、説明すべき。
- 間伐を行い、将来的に負担が少ない混交林化（環境保全林化）を一層進めるのか、生産林としての機能を重視するのか奈良県の方針はどうか。
- 間伐材搬出のための作業道設置には森林環境税は使えない。棚置間伐材の搬出は現場の状況に応じて対応。間伐材利用は、限定的なものだが、より活用してもらえるような努力を進める。
- 強度間伐を進める方針。3クール（1クール＝5年間）目までを見据え、当面は継続すべき。里山整備についてはNPOのみならず、地域住民レベルの意識に左右される側面が強い。
- アンケートは、森林環境税を活用したこれまでの事業効果に加え、（税制度継続により）さらなる森林環境改善のあり方を見据えた調査内容とするべき。
→第3回懇話会において、結果を提示。
- 協定書内容についても、第3回懇話会において提示。

.....

○委員

条例との関係で、将来的には森を大きく二つに分けて、種類として木材生産林と環境保全林、これは両方とも民有林である。木材生産林は利益追及、ということは分かるが、環境保全林は、現実問題として、所有者にどのようなメリットがあるのか。

・事務局

奈良県の森林で民有林の区分は、全体では、27万㍓ぐらいあり、人工林が16万6千、残りの11万㍓は、このような環境保全林という名前では今は呼んでいないが、特に人間が植えたわけではない森林である。

○委員

そもそも残していこうという方針か。

・事務局

まったく手を入れずに、おいておけるものはそれでも良いし、それ以外、例えば場所に

より、森林レクリエーションのような形で、その山の中を歩かれるような森林もあるため、花の咲くような木を植えるとか、広葉樹を植えるとか、そういう整備の方法もある。

○委員

誰が植えるのか。

・事務局

個人の方というわけではないが、ただ、一番問題になっているのは、植えてしまったけれども、手入れされてない森林というのが、4万9千畝ぐらいある。

混交林化は最終的には出来るだけ手をかけずに、自然のサイクルの中で循環する森林にもっていくための施策である。そういう視点で大きく二つに分けて、安定した状態である森林についても維持していく、この二つのくくりが非常にわかりやすいのではないか。

○委員

所有者のほうからすると、環境保全林というふうに位置づけられても、金が無ければ放置するだけの話ではないか。

・事務局

現状で、放置されているような所や、人工林として植えてみたものの、標高が高くて植生に適していなかったとか、そういった判断で区分していきたい。間伐されないことによって、林床植生がなくなって、崩壊の危険があるとか、水源かん養の機能を果たさないとか、そういった所を区分することによって、施策の展開を図って参りたい。

○委員

実際の所有者の方に立ってみれば、こういう発想を受け入れてもらえるのか。

○委員

混交林の方向に持って行こうとしているのかどうなのか、奈良県の方針としてどうなのか。

要するに、木材生産が目的で始めた人工林を放置されたら一番困る。だからそういう所を手入れしないのであれば、手入れの必要でないような森林に換えて行かねばならない。奈良県がそういうふうに持って行こうとすれば、そこに森林環境税をある程度使って、環境保全林として区分するという方針が立つと思う。

そういうことは出来ないとなれば、あくまで人工林を作ったからには木材生産林として手入れして下さい、ということをお願いせねばならない。その辺について、奈良県としても方針が必要ではないかと思う。

単に、ここは環境保全林ですからそういう風にやりなさいと言っても、生産林と違って、環境保全林の場合は利益がないわけだから、その辺が県としても方針が必要ではないか、ということをお願いしたい。

・事務局

県として、そういう方針を明確にするために、木材生産林と環境保全林という区分を設けた。

○委員

そういうことは、はっきり言った方がいい。現状では放置人工林が多すぎ、これを減らして環境保全林化しなければならない。それで、そういうところに森林環境税を使う、ということを行う必要がある。

ただ、その時に、この5年間事業実施されて、その結果、環境保全林化できるのかということを知りたい。また、森林環境税のアンケートについては、こういう効果があがり、こういう改善が期待出来るというデータを示し、調査するのが望ましいのではないかと思う。

・事務局

「奈良の元気な森林づくり」パンフレットの抜粋を同封させて頂くという形で考えている。

○委員

この数年間でこれだけの緊急間伐が出来ました、これがもし軌道に乗っていけば、何年間でこうなります、ということが言えないのか。そうしたら、もう少し、税率を上げるなんてことも許してもらえないかもしれないし、いや、緊急間伐事業を実施しても効果が無いから止めるべき、という話になるかもしれない。

・事務局

緊急間伐実施前後の状況を示し、効果を説明したいと思っている。

○委員

資料2で、間伐の本数をさらに上げたら、その効果が出るというような説明があった。現状である程度効果が出ているが、もう少し間伐率を上げればこうなります、ということを知りやすく、説明できればと思う。

・事務局

今後も、緊急間伐を続けてやれば、こういうようなことが期待できるということ、一緒に示したいと思う。次回、どのように新たな展開ができるのかを、懇話会で検討いただきたい。

○委員

人工林の多くが手入れされていないため、少し税金を頂いてその人工林を整備していく、ということに一番の力をいれるのか、現状はそうだが、それをいつまでも続けていけないから人工林のところを減らして、原生林に近づけていく、環境のために役立つ、そういう

森林を育てて行くということを強く推していくのか。

林業者に対して、ということにあまり意識しすぎると、「人工林の整備のために使います。」ということが強く出てしまう。その辺のバランスをどの程度とするのか、県としての方針を持つ必要があるのではないか。

・事務局

人工林の整備ということ考えている訳ではない。実際のところ、戦後人工林を植え、16万8千㌦の人工林面積があり、27万㌦のうちの16万6千㌦に針葉樹を植えている。

広葉樹に全部植え替えるとなると、一旦、裸山になり、防災の機能や森林の機能を守ることが出来ない。それよりは強度間伐をし、混交林化を計っていくのが一番良いと思われる。

ここ5年間である程度分かったことは、資料2の2の写真にあるとおり、一番上の十津川村の杉清の山、一番下の宇陀市の檜の山、これは下層植生が生えてきて、ある程度の混交林化は計ることが出来ると思われる。ところが、真ん中の桜井市の、下層植生も生えてきていないような状態だと、将来的に混交林化の期待ができるか疑問がある。

これを踏まえ、いろいろと御議論頂ければと思う。

○委員

条例のポイントは資料6の2頁にある木材生産林と環境保全林に分ける、ゾーニングでそれぞれにふさわしい施策なり政策を展開するという事。この、ゾーニングにあたっては森林所有者などの意見というのはどのように反映するのか。

・事務局

まず県の案を作り、それを元にゾーニングの線引きを行い、市町村で持っておられる所有や課税台帳等から情報を提供頂き、現地調査等をした上で、意見交換の場を設け、最終的にマッチングという形で進んでいきたい。

○委員

放置林については森林環境税を使って、強度間伐を行うということか。

・事務局

イメージとしてはそう考えている。

○委員

前回懇話会の課題で、強度の間伐を行った後、その木の搬出が難しい、道もないと。道の整備にお金を、環境税を使ったらどうかという話があった。これについてはどうか。

放置すれば、環境に良くないとなれば搬出する、そのためには道路も造る必要があるという話。

○委員

混交林化する部分から出た間伐材と、林業の生産材としての間伐材について、使い方の考え方をどのようにお考えか伺いたい。

混交林化するところであれば、今後、強度に切ったとしても、林業としてやっていかないため道を造るエネルギーを考えたら放置するという考え方がある一方、林業として回していく方に関しては、それを使うということも含めた考え方もある。

○委員

棚置きの問題でいうと二つ問題がある。棚置きでそれが、山林の環境によくないという問題と、間伐材の利用を進めていくためには搬出せねばならない、という問題。

・事務局

道については、付けられる地形というものがあり、奥地になると既存の道がなく、新たに付けることになる。森林環境税を使って行う間伐の価値は、容易に搬出できるような場所にあるが、奥地については、森林環境税を使って優先的に道を付けるというのは非常に厳しいと思われる。

棚積みについては、利用価値としては低く、チップとして利用が辛うじて可能という状況で、ほとんどが切り捨て間伐、山の中に放置する状態であった。今年度は、木材的に利用しやすいように、例えば道に近いところについては、一定の棚積みをして、置いていこうと思う。

○委員

間伐の為の道は、普通、想定する道ではない。雨が降れば寸断されてしまうようなもので、しかも10年、20年に1回使うような道である。経済的価値のない間伐材のために、金銭をかけてまで道を造るといふ、果たしてそこまでやる必要があるのか。

・事務局

生業の話でいうと、工場や市場へ、現着で立方尺あたりスギで8千円、ヒノキで1万円等、信じられない低い値段。買手はあるが、現実問題、8千円や1万円で市場へ届けることが出来ないから誰も出さない。これが生業としての現実。

財源があれば道を付けていきたいが、「環境」と名をうって税を頂戴している以上、生業のところにお金を持って行くのは難しい。

○委員

前回の議事録、質疑応答の概要2頁のところがこの問題。間伐材の搬出のための道路整備費用として森林環境税は使わない、使えないということでこの問題は決着したい。

○委員

林業に携わる人の失業対策の面から緊急間伐事業を増やせないか、という見方がある。重要な話、よろしくお願ひしたい。

○委員

森林環境税なので環境にしかお金を使えない、と税を使う方は考えられると思うが、一般市民から見ると、森林とは林業も含まれ、その区別、考え方がすぐ分からなくて混乱する。間伐して混交林化して、それを保全林にするという考えで強度間伐をやるという話が、私自身はこの会議に出てやっと理解できた。

多分、一般市民の人にとれば、普通の林業の森林と、今後どういうふうに森林の姿を持って行きたいと考えているか、というあたりがかなり混乱していて、話が複雑になる気がする。

出来ればその辺を林業としての森林はこういうふうにしていき、そうじゃない分はこう考えている、ということの前面に分かりやすく出して頂いたほうが一般市民は理解しやすいかな、という印象を受けた。

○委員

考え方によれば、奈良県の山全体が、環境税を使っても良い、全部対応しているようなイメージ。

・事務局

条例（奈良県森林づくり並びに林業及び木材産業振興条例）を作り、指針を今、年度内を目途に作成中である。そういう区分けを行政としても、もう一度再確認しながら進めて行き、ますます良い環境税になっていけばありがたいと思っている。

○委員

例えば山を持っているが、手入れしていない、それで県のほうから環境保全林という形でお願いたしたいと言われた時、放置し、朽ちるままでいいと言う人もいると思う。

そういう時にはどういう風に具体的に対応されるのか。行政がある程度、支援等を行うのか。

・事務局

場所により、山地災害の危険が高いようなところは、出来る限り森林環境税等ですぐにも措置しなければならぬが、まずはご理解頂く努力をし続けるのが第一と思っている。

○委員

強度間伐はマネージャーが前捌きをして、3者で協定を結んで行う。その費用というのは、森林環境税ですべて賄われるものではないのか。

・事務局

個人負担はない。

○委員

強度間伐ではなく、要するに環境保全林にすると。持っている山は放置するが、このま

まではもう環境にもよくないから、ある程度切って環境保全林にすると。その時に、行政が全部、費用負担してくれるのか。

・事務局

環境保全林にしたから、全て緊急間伐するという事ではない。

○委員

環境保全林の指定を受けて事業実施しながら、状況が変わってきたら、木材生産林に変更するような場合、どう区別するのか、ロングスパンの話だから難しい。

・事務局

協定の中に、10年間は伐採できない、という規定がある。

○委員

次回、協定書、サンプル、を拝見したい。

・事務局

協定に違反した場合の措置ということで、甲が負担した費用相当額に年5%の割合で計算した加算金として甲に支払うという条件を付けている。

○委員

混交林にするために強度間伐しますと、間伐材をその場に放置しておくしかない現状でしょうが、木をケーブル設置して釣り上げていくというような、道路、車ではなく安く集めるということは出来ないのか。

・事務局

ケーブルを設置する、というのはかなり費用がかかる。

○委員

私が心配するのは、混交林にしようと思えば相当切らねばならず、間伐材は結構な量になり、置いておくというのは危険と思う。ある程度、運び出せるものは運び出すというのが必要と思う。

○委員

仕事の無い企業が多いから、ここの地域から間伐材を搬出することを考えて下さいというような、そのようなものがあるのもいいのではないかと。

・事務局

今年度からは出来るだけ間伐材を搬出していくことを考えたい。

○委員

前回、里山の保全について NPO におんぶにだっこですかというような質問があり、それに対して事務局の方では地元の人が主体になってこそ意味があるという話であったが、それでよろしいか。つまり、森林環境税のほとんどが、緊急間伐に利用されている。里山の事業については額的には数千万円と少ない。使い道として望ましいか。

先程のアンケートでも、NPO が補助金を要望されているというお話があった。

もう少しそちらのほうに割く、というのはいかがか。

・事務局

NPO ではなく、地元の自治会に入って頂いて活動されると長続きするんじゃないかと思う。そういう意味では、もっと里山の保全を PR するべきかと考えており、事業拡大の可能性はある。

○委員

将来的にはどうなるかわからないが、当座的には、今のままでやむを得ないのではないかと、それで強度間伐の必要な部分、この前、3クール（1クール＝5年間）位になったら大体一巡するのではないかという話をされたが、その次はまた、里山の整備に力をいれる。

とりあえずは今、この里山は行政が主体的にどうこうというよりも、その地元を知った人達が守って行こうというのをサポートするというスタンスのほうが長続きする、ということでもいいのではないかという気がする。そういう運動は人に負うところが大きい。

○委員

自治会は難しい。環境に非常に関心の高い人たちは活動されるが、さっぱり関心を示さないというところも見受けられる。当面は間伐、放置林の対策を進めていかないと。

○委員

農林部全体の予算としては関連した費用も注ぎ込まれているのか。森林環境税だけで事業を実施している訳ではないのか。

・事務局

通常の森林造成事業や、経営を目的に林業経営を行っていただくという頭出しですが、森林整備事業や、治山事業の本数調整伐など。いわゆる、国補事業を活用した森林整備に係る事業は各種ある。

○委員

これは、超過課税分のため、やはり納税者に説明できるような状態にしておかねばならない、という意識が働く。

以上